

事業報告書			
医療法人整理番号		28175	
報告期間		自 令和7年4月1日	
		至 令和8年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	医療法人社団向陽会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
	分類①	社団（出資持分なし）	
	分類②	その他	
	分類③	基金制度不採用	
(2)	事務所の所在地	兵庫県	
	都道府県	兵庫県	
	市区町村	神戸市北区	
	町名・番地	有野町有野1490	
	建物名		
		従たる事務所の記載はこちら	
(3)	設立認可年月日	平成14年3月28日	
(4)	設立登記年月日	平成14年6月1日	
(5)	理事長の氏名	山口 康二	
	姓	山口	
	名	康二	
	役員及び評議員の人数	6	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9)	その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

事業報告書				
1-(2) 従たる事務所の所在地				
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名	

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	山口	直子	
理事	山口	健也	
理事	山口	紅子	
理事	川村	博司	
理事	後藤	盛次	
監事	菊池	正八州	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の

医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

- 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は
介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを
記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
- 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
病院	向陽病院		2818007494	神戸市	一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
					0	0	0	0	339	0	0

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書					
2-(1) 本事業務 (介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)					
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員 通所定員

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和8年5月26日	社員総会 第24期（令和7年度）決算の決定
注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。	

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するため必要である理由				
医療機関債名		発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するため必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
日付		開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
令和7年12月9日	令和8年度診療報酬改定の基本方針（社会保険審議会医療保険部会・社会保険審議会医療部会）
令和7年4月11日	令和7年度医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）の内示について（厚生労働省医政局医療経理室）
注）全での指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人社団向陽会
所在地 兵庫県神戸市北区有野町有野1490

※医療法人整理番号 28175

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	720,977	I 流動負債	503,484
現金及び預金	138,377	買掛金	48,288
事業未収金	293,146	未払金	2,425
たな卸資産	8,549	未払費用	117,433
未収金	43,200	未払法人税等	72
短期貸付金	231,431	未払消費税等	265
前払費用	11	預り金	14,477
その他の流動資産	6,263	その他の流動負債	267,924
		賞与引当金	52,600
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	1,913,210	II 固定負債	709,955
1 有形固定資産	1,735,459	長期借入金	686,388
建物	578,636	退職給付引当金	23,567
構築物	23,013	繰延税金負債	
医療用器械備品	20,016	その他引当金	
その他の器械備品	3,208	その他の固定負債	
車両及び船舶	3		
土地	1,110,583		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
		負債合計	1,213,439
		純資産の部	
2 無形固定資産	70,415	科目	金額
借地権	70,000	I 基金	
その他の無形固定資産	415	II 積立金	1,420,748
その他の無形固定資産		設立等積立金	398,652
		繰越利益積立金	1,022,096
3 その他の資産	107,336	その他積立金	
その他の固定資産	107,336		
長期貸付金			
保有医療機関債			
その他長期貸付金			
役員等長期貸付金			
長期前払費用		III 評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	1,420,748
資産合計	2,634,187	負債・純資産合計	2,634,187

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団向陽会
所在地 兵庫県神戸市北区有野町有野1490

医療法人整理番号 28175

損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			1,871,234
2 事業費用			
(1) 事業費	1,884,012		
(2) 本部費			1,884,012
本来業務事業損失			12,778
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業損失			12,778
II 事業外収益			
受取利息	2,743		
その他の事業外収益	25,717		28,460
III 事業外費用			
支払利息	14,247		
その他の事業外費用	0		14,247
経常利益			1,435
IV 特別利益			
固定資産売却益	0		
その他の特別利益	25,093		25,093
V 特別損失			
固定資産売却損	0		
その他の特別損失	0		0
税引前当期純利益			26,528
法人税・住民税及び事業税	72		
法人税等調整額	0		72
当期純利益			26,456

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 向陽会
所在地 兵庫県神戸市北区有野町有野1490

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	2,634,187 千円
2. 負 債 額	1,213,439 千円
3. 純 資 産 額	1,420,748 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	720,978
B 固 定 資 産	1,913,209
C 資 産 合 計 (A + B)	2,634,187
D 負 債 合 計	1,213,439
E 純 資 産 (C - D)	1,420,748

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

法人名 医療法人社団 向陽会
所在地 兵庫県神戸市北区有野町有野1490

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 向陽会

理事長 山 口 康 二 様

私は、医療法人社団向陽会の令和7年会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月26日

医療法人社団 向陽会

監事 菊池正八州